明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一二）　一

省令

○厚生労働省令第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条** 【一～十三　略】 十四　N－（一－アダマンチル）－一－［（テトラヒドロ－二Ｈ－ピラン－四－イル）メチル］－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類 十五　N－（一－アダマンチル）－一－［（テトラヒドロ－二Ｈ－ピラン－四－イル）メチル］－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類 十六～五十二　【略】 五十三　二－（エチルアミノ）－二－（チオフェン－二－イル）シクロヘキサノン及びその塩類 五十四～百四十八　【略】 百四十九　N－（一－フェネチルピペリジン－四－イル）－N－フェニルプタンアミド及びその塩類 百五十～百六十三　【略】 百六十四　二－（二－フルオロフェニル）－三－メチルモルフォリン及びその塩類	（指定薬物） **第一条** 【一～十三　同上】 【号を加える。】 【号を加える。】 十四～五十　【二号ずつ繰り下げる。】 【号を加える。】 五十一～百四十五　【三号ずつ繰り下げる。】 【号を加える。】 百四十六～百五十九　【四号ずつ繰り下げる。】 【号を加える。】